

## 援農ボランティア（有償）のお知らせ

【援農ボランティアとは】

農業技術支援センターがJASEサ川崎・同そ菜部・果樹部の協力を得て実施した「かわさきそだち栽培支援講座」の修了生による援農グループです。果樹では収穫や袋かけ、野菜では鉢上げや片づけといった繁忙期の作業手伝い等を希望される方はぜひご検討ください。半日だけの作業でも構いません。

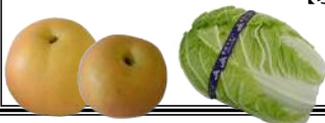
【お申し込み方法】

農業技術支援センターあてに求人票をFAXまたは電子メールにてお送りください。作業内容・条件などの交渉ののち、援農を行います。

【求人票の請求・相談・問合せ先】 農業技術支援センター

電話 044-945-0153 FAX 044-945-6655

メールアドレス 28noguic@city.kawasaki.jp



人手不足に  
お悩みの方は  
活用ください！

## 農業生産振興対策事業について

本市では、生産緑地及び市街化調整区域農地の高度利用、多様な営農展開を促進することによる農業経営の安定及び都市農地の適正な保全を目的として、鉄骨造の温室の設置や多目的防災網等の新規導入に対して補助金を交付しております。

※令和2年4月から一定期間、申請受付予定です。詳細が決まり次第、下記のURLでご案内します。

【詳細はこちら】 <http://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000093055.html>

【問合せ先】 農業技術支援センター 電話 044-945-0153 FAX 044-945-6655

## 「かわさきそだちワイン特区」の申請をしました！

令和2年1月7日に内閣府に「かわさきそだちワイン特区」の申請を行いました。申請の結果は、3月下旬に公表される予定です。

Q 認定されると何が出来るの？

A 川崎市内で、農家レストランや農家民宿を営む農業者が、自ら生産した農産物を使って、最低製造数量基準に関わらず、果実酒を製造し、その果実酒を自己の営業する農家レストランや農家民宿で提供することが可能になります。

農家レストランや農家民宿で市内産果実酒を提供することで、農園への来園者増加や「かわさきの農業」の認知度向上が期待できます。

## 農薬を使用する場合の注意点

無風時や近隣に影響が少ない日を選び、農薬の飛散防止に努めてください。農薬取締法により登録された農薬を、容器に記載されている方法で使用し、農薬散布中や、散布直後は人が入らないようにご注意ください。

住宅地等で使用する場合は、**農薬散布の目的・日時などを事前に周知を行うようにしてください。**

【問合せ先】 農業振興課 農政係  
電話 860-2462 FAX860-2464  
メールアドレス 28nogyo@city.kawasaki.jp

農に興味ある子を増やす

## 学校給食への食材提供

引き続き、ご協力下さい



みのり 川崎市農政情報誌

# 農の達人

発行 川崎市都市農業振興センター  
〒213-0015 川崎市高津区梶ヶ谷 2-1-7  
電話 044-860-2462  
FAX 044-860-2464  
E-mail 28nogyo@city.kawasaki.jp

©中本竹謙

## 今年度 403 件の特定生産緑地の

### 指定申出を受け付けました。

※今年度の受付期間は、令和元年12月2日から1月31日まで。

2017年に生産緑地法が改正され、税制優遇を延長する特定生産緑地制度が導入されました。2022年には多くの生産緑地が指定から30年の期限を迎えます。

今年度、川崎市では初めて、特定生産緑地の指定申出を受け付けました。今回申出いただいた方の声なども参考に、30年の期限日が近く到来する方は、特定生産緑地の指定申出についてご検討ください。

### ● 今回手続きを行った方の声 ●

制度の理解が難しかったが、この先どうするか考える良いタイミングだと思った。

慣れない書類で不安があったから、早めに見てもらいたかった。

農業を続けることを決めているから、早く手続きした方が安心。

自分が死亡した場合、相続人の選択肢が増えるから。

## 今一度確認を！

### ● 指定を受ける場合 ●

- 生産緑地の指定が1992年（平成4年）の場合、税制優遇が2032年まで**10年間**延長されます。
- 買取申出が可能となる基準日も延長されますが、主たる従事者の**死亡・故障による買取申出は、これまでどおり可能です。**
- 次代の相続の際にも、**相続税納税猶予制度の適用を受けられます。**
- 貸しても**相続税納税猶予制度の適用が可能です。**（詳細はP.2をご参照ください。）

### ● 指定を受けない場合 ●

- 期限日を迎えた翌年以降、固定資産税が5年かけて、徐々に上昇し、**宅地並み**になります。
- 期限日後は、主たる従事者の死亡・故障がなくても、買取申出が可能となります。
- 次代の相続の際に、**相続税納税猶予制度の適用を受けられません。**

### ● 手続きがお済みでない方は、確認・検討ください ●

2019年夏に、所有者全員に郵送で手続きについてご案内しています。お手元がない方はご連絡ください。

次回は、**2020年（令和2年）12月頃**から受付予定です。

1992年（平成4年）に指定を受けている方は、2020年（令和2年）、2021年（令和3年）の**2度の機会を逃さないよう、ご注意ください。**

※指定から30年期限の1年前までの手続きが必要です。

（問合せ先）農地課保全係 電話 860-2461

# 生産緑地が貸借しやすくなっています！

生産緑地の土地を所有していても、管理に手が回らない、農地そのまま残したいという方にオススメの制度がこちら！平成30年に都市農地の貸借の円滑化に関する法律(都市農地貸借法)が施行され、①農業者(借り手)や②市民農園開設者に生産緑地を貸しやすくなりました。特定生産緑地の指定と合わせてご検討してみたいはかがですか？

	メリット	要件
<b>①農業者(借り手)に農地を貸す場合</b> 令和2年3月現在、市内で1件成立済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せます。</li> <li>・納税猶予を受けたままで、農地を貸すことができます。</li> </ul>	都市農業の有する機能の発揮に特に資する耕作の事業を行うことが必要です。 (生産物の市内販売・体験農園・観光農園・防災農地等のいずれか1つ)
<b>②市民農園開設者に農地を貸す場合</b> 令和2年3月現在、市内で3件開設済み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民農園を開設する企業等(地方公共団体、農業協同組合は除く)に直接貸すことができます。</li> <li>・納税猶予を受けたままで、農地を貸すことができます。</li> </ul>	市民農園の開設者は農地の所有者及び市町村と協定を締結した上で、農業委員会から「特定都市農地貸付け」の承認を受ける必要があります。

※上記②のほか、生産緑地の所有者が自ら市民農園を開設する場合も、一定の要件の下、相続税納税猶予を継続することが可能となりました。

(問合せ先) ①については、農業委員会事務局 電話 860-2461  
 ②については、農業振興課振興係 電話 860-2462

## 制度利用者の声

**生産緑地所有者**

時間がない中、借りてくれて助かった。

ちゃんと農地も管理してくれている。貸して良かった。

**利用者**

是非、周りにもお勧めしたい！！

農家の方と良い関係が築けて良かった。

子どもたちが育てたお芋をみんなで洗って楽しんでいた。食育に繋がった。



## 認定農業者\*の方へ！ 農業担い手経営高度化支援事業「補助金」の申請募集

農業の担い手である認定農業者の所得向上を目的に、機械・施設等への補助申請者を募集します。

募集期間 令和2年5月7日(木)～5月29日(金)(予定)  
 対象者 市内に住所を有する認定農業者又は交付決定までに認定を受ける農業者  
 対象事業 ①新技術、②作目転換、③土地・労働生産性向上、④流通対策、⑤6次産業化のいずれかに該当する設備投資等で、農業経営改善計画において計画している事業  
 補助率等 補助対象経費の2分の1以内、限度額300万円(ただし予算の範囲内)  
 選定方法 有識者等によるヒアリング及び審査会

【事例】



トマトの長期長段取栽培システム



ブドウの根圏制御栽培システム



イチゴへのCO2局所施用システム

※認定農業者：農業経営基盤強化促進法に基づき市から認定を受けた者(所得目標650～750万円)  
 (問合せ先) 農業振興課振興係 電話 860-2462

## 香辛子(こうがらし)とは

「香辛子」は、味の素株式会社で品種改良された「川崎生まれのハーブペッパー」です。唐辛子の中でも辛味と香りが特徴のハバネロやポートジョロキア系唐辛子から生まれました。一般的な唐辛子の辛み主成分である「カプサイシン」に代わって、辛みレベルが1/1000の成分「カプシノイド」が含まれており、辛みは抑えられつつも独特のフルーティな香りと美味しさを楽しめます。

★香辛子の栽培時期★



★香辛子のHANDBOOK 公開中★



(問合せ先) 農業振興課振興係 電話 860-2462  
 農業技術支援センター 電話 945-0153

## 貸し農園・体験型農園を開設しませんか？

農園の開設は次のようなメリットがあります。

- 市民の都市農業の理解が広がる。
- 自身の営農意欲が向上する。
- 安定した収入が得られる。など。

農業者が自ら開設する農園は次の2つがあります。

- 市民ファーム農園  
 農業者等が開設する区画貸しの農園  
 ⇒農業委員会の許可が必要です。
- 体験型農園  
 農業者自らが園主となり、利用者が園主の指導の下、植付けから収穫までを行う農園  
 ⇒農業委員会の許可は不要です。

本市では市民ファーム農園・体験型農園について、開設手続きの相談・支援等を行っています。

(問合せ先) 農業振興課振興係

電話 860-2462